〔民主党〕の部政党交付金・支部政党交付金に係る報告書の要旨（本部分・支部分総括）のうち6を次のように改める。

6　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出の内訳

支部政党交付金	7,076,020,000
経常経費	5,546,146,595
人件費	3,033,369,245
光熱水費	117,041,869
備品・消耗品費	639,623,223
事務所費	1,756,112,258
政治活動費	10,027,917,423
組織活動費	696,315,126
選挙関係費	2,678,245,428
機関紙誌の発行その他の事業費	6,267,251,458
機関紙誌の発行事業費	535,105,440
宣伝事業費	5,728,224,531
その他の事業費	3,921,487
調査研究費	386,097,341
その他の経費	8,070
合計	22,650,084,018

○総務省告示第三百七十五号

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同法第六条第二項において準用する同法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年八月八日

総務大臣　片山　善博

政党の名称	異動事項	旧	新	届出年月日
公明党	所属国会議員の住所	岐阜県岐阜市坂井町二―六	愛知県名古屋市昭和区滝川町四七―五	平成二十三年二月二十三日
民主党	支部の数	六二〇	六二七	平成二十三年三月十一日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	六二〇	六二七	

○総務省告示第三百七十六号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、公明党及び民主党から訂正の届出があったので、平成二十三年総務省告示第百十号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十三年八月八日

総務大臣　片山　善博

平成二十三年総務省告示第百十号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一公明党の部㈦所属国会議員中「愛知県名古屋市昭和区滝川町四七―五」を「岐阜県岐阜市坂井町二―六」に、八民主党の部㈥支部の数中「六二七」を「六二〇」に改める。

○総務省告示第三百七十七号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年八月八日

総務大臣　片山　善博

政党の名称	異動事項	旧	新	届出年月日
民主党	所属国会議員〔所属国会議員でなくなった〕	氏名　石田　芳弘		平成二十三年一月十七日
社会民主党	支部の数	二五二	二五三	平成二十三年一月二十日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二五二	二五三	
民主党	会計責任者の職務代行者	氏名　豊原　昭二	西尾　利逸	平成二十三年一月二十五日
		住所　東京都文京区本駒込六―一七―一六		
		生年月日　昭和三十四年十二月十八日		
		選任年月日　平成二十三年一月十九日		
たちあがれ日本	所属国会議員〔所属国会議員でなくなった〕	氏名　与謝野　馨		平成二十三年一月二十六日
自由民主党	所属国会議員〔所属国会議員となった〕	氏名　望月　義夫		平成二十三年二月三日
		住所　静岡県静岡市清水区辻一―九―三		
		選出区分　衆議院議員　東海		
		選挙期日　平成二十一年八月三十日		
		同議員は、その選出された衆議院議員総選挙において同党に所属していた。		
民主党	所属国会議員の住所	平沢　勝栄	東京都葛飾区柴又二―二一―四	平成二十三年三月十六日
新党日本	所属国会議員〔所属国会議員でなくなった〕	氏名　土肥　隆一		
	代表者の住所	田中　康夫	兵庫県尼崎市御園町二七―三	平成二十三年四月十一日
	所属国会議員の住所	田中　康夫	兵庫県尼崎市開明町二―一六―一	
自由民主党	所属国会議員の住所	岡田　直樹	石川県金沢市窪五―二三三―三	平成二十三年五月九日
			石川県金沢市窪五―二〇五	